

みよし市民生委員推薦会

— 次 第 —

と き 令和7(2025)年7月22日(火)
午後1時30分から

ところ 市役所6階 601・602会議室

1 あいさつ

2 委員長の選任

3 愛知県民生委員・児童委員推薦基準について

4 民生委員・児童委員の推薦について

5 その他

民生委員推薦会委員名簿

	任 期	令和 5 (2023) 年4月1日～令和 8 (2026) 年3月31日		備 考
	職 名	氏 名	区 分	
1	委 員	福 安 金之助	市議会議員 市議会議長	令和7(2025)年5月19日～
2	委 員	竹 谷 明 永	市議会議員 文教厚生委員長	令和7(2025)年5月19日～
3	委 員	久 野 文 仁	民生委員 民生児童委員協議会会長	
4	委 員	梅 川 小夜子	民生委員 民生児童委員協議会副会長	
5	委 員	鈴 木 淳	社会福祉事業の実施に関係のある者 シルバー人材センター代表	
6	委 員	久 野 知 英	社会福祉事業の実施に関係のある者 社会福祉法人「あゆみ会」理事長	
7	委 員	冨 永 滌 輔	社会福祉関係団体の代表者 いきいきクラブみよし連合会代表	令和7(2025)年4月1日～
8	委 員	小 川 ひとみ	社会福祉関係団体の代表者 みよし市子ども会育成連絡協議会代表	令和7(2025)年4月1日～
9	委 員	岡 本 智 則	教育に関係のある者 教育委員会代表	
10	委 員	平 川 哲 也	教育に関係のある者 校長会代表	令和7(2025)年4月1日～
11	委 員	大 島 精 司	学識経験のある者 区長会代表（黒笹行政区区長）	令和7(2025)年4月1日～
12	委 員	酒 井 喜 市	学識経験のある者 社会福祉協議会会長	
13	委 員	村 田 信 光	関係行政機関の職員 副市長	
14	委 員	木 戸 貴 秀	関係行政機関の職員 福祉部長	令和7(2025)年4月1日～

みよし市民生委員推薦会規則

平成27年3月24日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定により、みよし市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数その他推薦会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ2名以内を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 学識経験のある者
- (7) 関係行政機関の職員

(会議の非公開)

第3条 推薦会の会議は、非公開とする。

(幹事及び書記)

第4条 推薦会の幹事及び書記は、市福祉事務所職員をもってこれに充てる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要なことは、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

民生委員法（抜粋）

（昭和二十三年七月二十九日）

（法律第百九十八号）

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

民生委員法施行令（抜粋）

（昭和二十三年八月十日）

（政令第二百二十六号）

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

愛知県民生委員・児童委員推薦基準

令和6年2月7日以降において委嘱される民生委員・児童委員の推薦基準は次のとおりとする。

1 推薦の基本方針

民生委員・児童委員の選任は、真の適格者を確保することを主眼としており、市町村の名誉職の交代とか役員の割り振りであってはならない。

したがって、真に民生委員・児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。

2 適格要件

(1) 民生委員・児童委員は次の要件を満たす者とする。

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円滑な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者
- イ 地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- ウ 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術をもち、又はその素養があり、かつ、実行力のある者
- エ 児童委員として常に児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事にも関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- オ 家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間をさくことができ、かつ健康である者
- カ 地域住民の社会連帯の意識を高めるとともに、社会福祉についての理解と関心を深め、住民参加による地域福祉の推進を図ること、また福祉と保健・医療の連携を図ることが重要な課題となっているので、特にこれらの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動ができる者

(2) 主任児童委員は、(1) ア～カのほか、次の要件も満たす者とする。

児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者

- ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員、保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- イ 学校等の教員の経験を有する者

ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者

エ 子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、愛育班活動等の活動実績を有する者

3 選任に際しての留意事項

選任に際しては、将来にわたって十分な活動が期待できる者を選出すること。

なお、再任者については、次に掲げる活動の実績を踏まえて選出すること。

- (1) 民生委員協議会への出席状況
- (2) 各種の報告の提出状況
- (3) 相談・援助活動の実績
- (4) 関係機関の業務に対する協力状況

4 年齢制限

最近の複雑多岐にわたる住民生活の実態に即応した柔軟な指導力と活発な行動力を期待するため、民生委員・児童委員の年齢は、委嘱日現在、原則として75歳未満の者とするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用も可能とする。

なお、主任児童委員の年齢は、現在子育て中の人と同世代で、子育て家庭や児童と身近な共感性を有し共に活動できることを期待するため、委嘱日現在、原則として55歳未満の者とするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用も可能とする。

5 政治的中立の確保

民生委員・児童委員が委員活動するに当たっては、民生委員法第16条の規定により政治的中立が要求されていること等からして、議会の議員が民生委員・児童委員に就任することは認めないものとする。

6 定数の充足

民生委員・児童委員の定数については、その一部を留保すること無く、全定数について民生委員・児童委員を選任すること。

7 その他

主任児童委員にあつては、女性の積極的な登用を図り、その半数は女性となるよう努める。